

前橋市健康増進計画「健康まえばし21（第2次計画）後期計画に係る
パブリックコメントの実施結果について

1 意見募集期間

平成31年2月1日（金）から2月28日（木）まで

2 意見提出者

4名、9件

3 意見及び市の考え方

前橋市パブリックコメント手続実施要綱に基づき、いただいたご意見に対する市の考え方を公表します。

意見等の概要	意見に対する市の考え方
①望まない受動喫煙という表現は公衆衛生及び医科学の観点からして、正しくない、間違った認識・表現のため、削除すべき。受動喫煙を「望む」人はいないし、たとえご本人が構わない・意識しないとしても、また子ども・胎児など意思表示が出来ない人も含めて害を及ぼしているため、”望まない”を削除し「受動喫煙が生じないよう／受動喫煙のない社会」だけで充分。	①文言については、改正健康増進法に表現を合わせています。改正健康増進法の趣旨にのっとり、受動喫煙対策を進めていきたいと考えています。
②前橋市の全面禁煙店舗率は高く、感謝状等の制度が功を奏していると思われるが、条例制定や禁煙店舗への改装費助成、妊婦等同居者への禁煙外来治療費助成等も検討すべき。	②今後も「受動喫煙防止に取り組む飲食店への感謝状贈呈事業」を推進していきます。まずは改正健康増進法を着実にすすめ、ご提案の事業等については、今後の参考にさせていただきます。

③本文でも喫煙と歯周病の影響は触れられているが、受動喫煙においても影響があること、歯周病以外にも口内炎や舌癌、食道がんとの因果関係があることを強調し、啓発すべき。	③引き続き、たばこの影響についての周知啓発に努めます。
④がん検診の実施率について、過去５ヵ年の中で一番実施率の高い平成２７年度に行った取組が今後の実施率向上のヒントになるのではないかと。平成２７年度に行った取組を再度強化できないか検討すべき。 民間企業のがん検診受診率向上に向けた取組に協賛や共催することで、行政の取組の周知徹底の下支えにしてはどうか。	④これまでの取り組みをベースに、さらに効果を上げるべく、受診勧奨の時期、対象、手段の見直しを図ります。また、企業とも積極的に連携し、今までよりも広くがん検診の周知・啓発ができるよう、取り組んでまいります。
⑤ウエルネス企業の登録数の増加にあたり、企業にとってのインセンティブとは何か。例えば、県、商工会議所や協会けんぽと連携して、県内や市内の企業向けにアンケート調査を実施し、ウエルネス企業の認知度も含め、どうすれば取組強化ができるインセンティブになるか等のヒアリングの実施を検討すべき。	⑤現在、健康協定を締結した企業、まえばしウエルネス企業等と意見交換を行っています。その中で企業にとっての登録の利点について引き続き検討してまいります。
⑥環境づくりのポイントは、「教育、認知度アップ、民間企業とのコラボ」と考えるため、「前橋市健康づくり推進協議会」に群馬県や教育委員会、ウエルネス応援企業も参加するよう検討すべき。	⑥前橋市健康づくり協議会では、学校関係者の意見も幅広く取り入れられるよう体制を整えております。また企業からの意見も反映できるよう努めます。

⑦学校教育の中で、食育、歯の健康の他、健康寿命も学習すると同時にウェルネス企業もPRすることで、家庭における認知度アップの下支えにしてはどうか。 認知度アップの手段としてHPがあるが、積極的にHPを見るのは意識の高い方や関係者が大半だと考える。SNS（フェイスブック等）による情報発信も行うべき。	⑦学校教育については、教育委員会等と今後も議論を続け、SNSの活用も踏まえて、家庭や学校教育への認知度アップを図っていきます。
⑧健康診査受診シールを企業実施の健康診断時にも使用できるようにしたい。現状は受診シールを使用したがん検診などは、健康診断時に受けることができない。シールを使用しなければオプションとして受診することになるが、シールを使用する場合は別の日に受診することになる。同日に受診することができれば働き盛り世代の検診の受診率向上につながる。	⑧健康診断実施にあたり、がん検診の同時実施が体制上難しい場合もあるかと思われます。より多くの方が受診しやすい環境について、関係機関と連携し考えていきます。
⑨車社会（通勤や仕事環境等）における必要最低限の運動の提案、従事者向けに活動量計の活用。全従事者が「健康まえばし21」の方針に従い、健康経営の実現に向け会社全体で取り組んでいく体制づくりの支援等	⑨今後も働く世代への健康情報の発信や健康づくりの取組への支援を継続します。 企業の従業員、その家族、ひいては全市民が無理なく健康づくりに取り組めるよう、健康まえばし21の周知、推進に努めます。